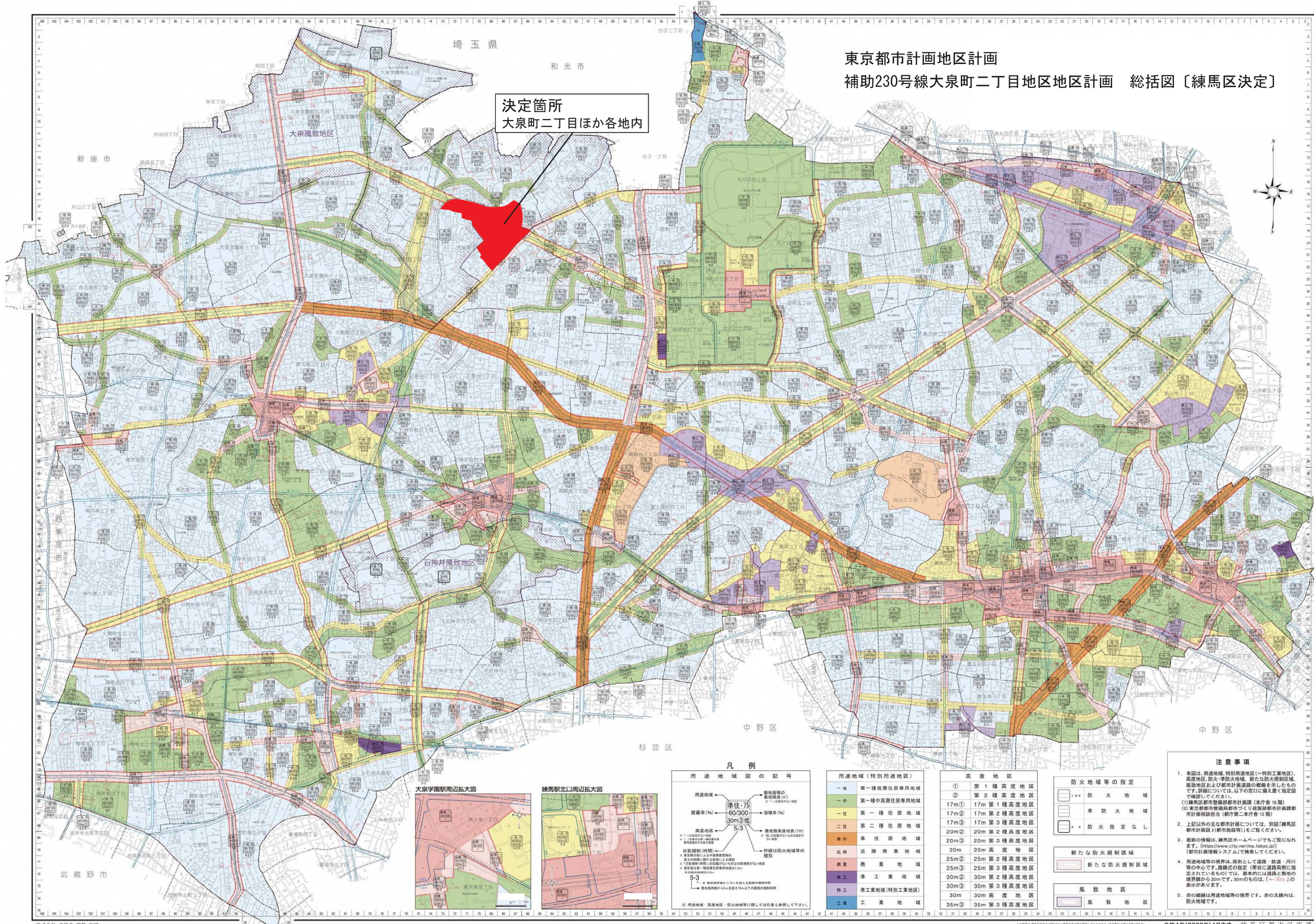


東京都市計画地区計画
補助230号線大泉町二丁目地区地区計画 総括図〔練馬区決定〕

決定箇所
大泉町二丁目ほか各地内



凡例

用途地域図の記号

用途地域	→	建蔽率(%)	→	容積率(%)
用途地域	→	60/300	→	5-3
用途地域	→	30m3低	→	5-3

高度地区

①	第1種高度地区	17m①	17m第1種高度地区
17m②	17m第2種高度地区	17m③	17m第3種高度地区
20m②	20m第2種高度地区	20m③	20m第3種高度地区
20m	20m高度地区	25m②	25m第2種高度地区
25m③	25m第3種高度地区	25m④	25m第4種高度地区
30m②	30m第2種高度地区	30m③	30m第3種高度地区
30m	30m高度地区	35m③	35m第3種高度地区

用途地域(特別用途地区)

一特	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域(特別工業地区)
工業	工業地域

防火地域等の指定

■ ■ ■	防火地域
■ ■	準防火地域
■	防火指定なし

新たな防火規制区域

■ ■ ■	新たな防火規制区域
-------	-----------

風致地区

■ ■ ■	風致地区
-------	------

- 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区(=特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口にご来館ください。
 - (1)練馬区都市整備部都市計画課(本庁舎16階)
 - (2)東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課都市計画情報担当(都庁第二本庁舎12階)
 - 上記以外の本市計画については、別図「練馬区都市計画図(都市施設等)」をご覧ください。
 - 最新の情報(練馬区ホームページでもご覧いただけます。(<https://www.city.maebashi.tokyo.lg.jp/>))「都市計画情報システム」で検索してください。
 - 用途地域等の境界は、原則として道路、鉄道、河川等の中心線、路線式の指定(等状に道路等に指定されているもの)では、基本的には道路と敷地の境界線から20mです。30mのものは、「30m」の表示があります。
 - 赤の細線は用途地域等の境界です。赤の太線は、防火地域です。

